

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成 30 年 2 月 5 日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【 目 次 】

第 1 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方	4
第 2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容	6
1. 新設サービス	
(1) 就労定着支援	6
(2) 自立生活援助	9
(3) 居宅訪問型児童発達支援	11
2. 共生型サービス	13
3. 地域生活支援拠点等	14
4. 障害福祉サービス等における横断的事項	
(1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し	17
(2) 各種減算の見直し	18
(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い	20
(4) 送迎加算の見直し	20
(5) 訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受入れの促進	21
(6) 福祉・介護職員待遇改善加算の見直し	21
(7) 身体拘束等の適正化	22
(8) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し	22
(9) 地域区分の見直し	22
(10) 公立減算の取扱い	22
5. 訪問系サービス	
(1) 居宅介護	23
(2) 重度訪問介護	24
(3) 同行援護	26
(4) 行動援護	28
(5) 重度障害者等包括支援	28
6. 日中活動系サービス	
(1) 生活介護	31
(2) 短期入所	33
7. 施設系・居住系サービス	
(1) 施設入所支援	35
(2) 共同生活援助	36

④ 長期（連続）利用日数の上限設定

- ・ 長期（連続）利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に、30日までを限度とする。ただし、現在利用している者については、1年間の猶予期間を設ける。
- ・ なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能とするが、短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定を認める。

⑤ 年間利用日数の適正化

- ・ 年間利用日数については、1年の半分（180日）を目安にすることを計画相談支援の指定基準に位置付ける。
- ・ ただし、④、⑤の長期（連続）利用日数や年間利用日数について、例えば、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、自治体の判断に応じて、例外的にこれらの日数を超えることを認めて差し支えないこととする。

7. 施設系・居住系サービス

（1）施設入所支援

① 夜勤職員配置の評価の見直し

- ・ 夜間業務については、利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、夜間支援体制をより適切に評価するため、夜勤職員配置体制加算の単位数を引き上げる。

«夜勤職員配置体制加算の見直し»

[現 行]

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 利用定員が21人以上40人以下 | 49単位／日 |
| (2) 利用定員が41人以上60人以下 | 41単位／日 |
| (3) 利用定員が61人以上 | 36単位／日 |

[見直し後]

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 利用定員が21人以上40人以下 | 60単位／日 |
| (2) 利用定員が41人以上60人以下 | 48単位／日 |
| (3) 利用定員が61人以上 | 39単位／日 |